

奈良県教育委員会教育長訓令第八号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第二条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員については、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第三条の二第一項中「月曜日から金曜日までのそれぞれ」を削り、「午後五時十五分まで」の下に「（同項ただし書きに規定する者については、午前八時三十分から午後五時十五分までの範囲内）」を加える。

第十条の二第二項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。